

## 大田市中小企業等経営持続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）の影響が長期化する中、原油価格・物価高騰等により経営に影響を受け、売上が大幅に減少し、経営の持続に支障を来している市内事業者に対し、事業の継続を下支えする目的で、予算の範囲内において大田市中小企業等経営持続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業者 個人事業者にあつては、市内で主に事業を行っており、法人にあつては、本店所在地を市内とした登記が行われている者をいう。

(2) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の許可を受けて営業を行う者をいう。

(3) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を行う者をいう。

(4) 常時雇用する労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者をいう。

(5) 電子申請サービス 支援金の申請のために設けた電子申請サービスをいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する市内事業者とする。

(1) 令和4年3月以前より事業を営んでおり、次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合及び企業組合

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

- エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益財団法人又は公益社団法人
- カ 医療法人、社会福祉法人、学校法人又は農事組合法人
- キ その他市長が必要と認める団体

(2) 今後も市内で1年以上事業継続する意思があること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業開始後1年以上経過している場合 新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和4年1月から同年10月の1カ月あたりの月額売上高が、平成31年1月以降の同月の月額売上高に比べて30パーセント以上減少していること。

イ 事業開始後1年未満の場合 令和4年4月から申請時点の1カ月あたりの月額売上高が、創業した日から令和4年3月までの営業月の平均売上高と比較して、30パーセント以上減少していること。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 個人事業者にあつては、令和3年1月から令和3年12月までの合計売上高が月平均で10万円以上であること

イ 法人にあつては、前事業年度における売上高が月平均で10万円以上であること

ウ 個人事業者においては前年、法人においては前事業年度の営業月数が12カ月に満たない場合は、営業月の平均売上高が10万円以上であること

(5) 市税等の滞納がないこと

(6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(7) 社会通念上支援金を支給することが適当でない判断される者でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の交付額は、10万円とする。ただし、申請の日時点において、雇用保険に加入する従業員の数、業種に応じて、別表に定める額を加算する。

2 1事業者が受けることのできる支援金は、1回限りとする。代表者が複数の店舗等で経営している場合は同一事業者とみなし、1事業者分の交付とする。また、1事業者1回限りの交付で法人・個人の重複は不可とする

(支援金の申請)

第5条 支援金を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和

5年2月10日までに大田市中小企業等経営持続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）又は電子申請サービスより、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売上高の減少率が確認できる書類
- (2) 常時雇用する労働者の人数が5名以上で、支援金の加算を受ける場合は、別表で定める書類の写し
- (3) 飲食事業者又は宿泊事業者で、支援金の加算を受ける場合は、別表で定める書類の写し
- (4) 支援金の振込先の確認できる書類（通帳の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、その交付を決定するとともに交付額を確定し、当該申請者に対して、大田市中小企業等経営持続支援金交付決定・確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定・確定に際して、必要な条件を付することができる。

（状況報告及び調査）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、前条に規定する経営改善対策の遂行状況についての報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付している支援金があるときは、当該取消しに係る支援金の返還を命じることができる。

- (1) 法令又は本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 支援金を本要綱の目的以外に使用したとき。
- (3) 不正、虚偽の申請により支援金の交付を受けたときその他著しく不適切な行為を行ったとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた支援金については、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

加算の条件	加算額	必要書類
<p>常時雇用する従業員数が従業員数5名以上10名未満</p>	<p>10万円</p>	<p>雇用保険の被保険者証の写し等加入の状況のわかるもの</p>
<p>常時雇用する従業員数が従業員数10名以上</p>	<p>20万円</p>	<p>雇用保険の被保険者証の写し等加入の状況のわかるもの</p>
<p>飲食事業者又は宿泊事業者で感染症対策へ取り組んでいるもの。</p>	<p>10万円</p>	<p>以下の①又は②いずれかの書類                      ①全国旅行支援「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンまたはしまねプレミアム飲食券の対象となっていることが分かるもの                      ②しまね新型コロナの予防に取り組むお店の取組宣誓書等</p>